

第 26 期

『経済状況悪化等に伴う修学困難な学生への支援制度』の 申込みについて

【支援制度の内容】

入学後、経済状況の悪化により修学が困難となった学生または新型コロナウイルス感染拡大等に伴う経済状況悪化により修学が困難となった学生に対し、**2022年度前期授業料の半額を上限として免除**する支援制度です。

【応募できる条件】 次の5要件すべてを満たすことが要件です

- ① 保護者またはこれに代わって家計を支えている方（以下「家計支持者」と呼ぶ）の失職、破産、事故、病気もしくは死亡等に加え、新型コロナウイルス感染拡大により家庭の経済状況が悪化し、2022年度前期の学費納入及び今後の修学継続が困難であること。
- ② 学生生活が勤勉であり、今後も勉学を継続したい強い意思があること。
- ③ 自助努力をしながら勉学を継続したい意思があること。
- ④ 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者または希望している者。
- ⑤ 一種特待生(学力・指定競技)ではないこと。

注) 提出された応募書類を審査し、緊急性の高い応募者から順次採用となります。留学生及び二種特待生（スカラシップ含む）また高等教育の修学支援新制度の授業料等減免・給付型奨学金対象者をはじめ、応募書類提出者が全員採用されるとは限りません。その場合は、他の奨学金制度等がありますので、そちらをご利用ください。

【支援期間】

2022年度前期(単期の支援となります)

※大学が支援を継続する必要性を認めた場合は、2期目の応募を認めます。

原則、支援期間の上限は2期分（1年間）とします。但し、特別な事情がある場合は考慮します。

【支援対象者数】

松本大学、松本大学大学院及び松本大学松商短期大学部在学学生 若干名

【申請期間】

2022年1月11日（火）～2月4日（金）まで（期日厳守）

申請書類のすべてを揃え、学生課へ提出にしてください。

なお、期限を過ぎたものは受け付けられないので注意してください。

【申請書類】 (次の①②③のすべてを提出してください)

- ① 『経済状況悪化等に伴う修学困難な学生への支援制度』申請書と理由書
本学ホームページ上にある申請書と理由書をダウンロードし、申請する学生本人が記入してください。なお、授業料減免を申請する理由等は、詳しく記入してください。
- ② 2021年度の所得・課税・扶養証明書または源泉徴収票、確定申告書のコピー。
家計支持者だけでなく同居されている方全員分を提出してください。
※所得・課税・扶養証明書の発行については各市町村役場へご確認ください。
- ③ 勤務先の倒産・解雇等を証明できるもの(定年退職や自己都合退職は対象となりません)。もしくは、減免申請理由が証明できるもの(直近3ヶ月の給与明細書のコピーなどの提出)。

※提出された書類を審査し、個人面接を行った上で選考します。また、応募者の成績状況は審査委員会に開示され、審査の要件となります。

『経済状況悪化等に伴う修学困難な学生への支援制度』
《採用者決定までの流れ(予定)》

項目	日程・摘要
申請受付期間	1月11日(火)～2月4日(金) 学生課窓口へ書類を提出
書類審査	2月中旬頃を予定 全学学生委員会による選考
書類審査結果通知	2月下旬頃を予定 書類審査結果と面接日を本人に連絡
個人面接・最終選考	3月中旬頃を予定 対面及びオンラインによる面接を予定 一人当たり15分程度 その後最終選考
採用および 不採用通知郵送	3月下旬を予定 成績を確認し採用および不採用通知郵送

【申請上の注意】

- ・記載内容が事実と相違していることがわかった場合は、手続き後であっても支援を取り消すことがあります。
- ・選考経過及び結果についての問い合わせには、一切お答え致しませんのでご了承ください。

【問合せ先(平日: 9時00分～17時00分)】

松本大学学生課 TEL0263-48-7203

注) なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定が変更となる場合があることを承知してください。